

第三者評価調査の流れ

	約3月			約1.5ヶ月			
	1日	2ヶ月	40日間	2日間	3週間	2週間	公表
事業者様	 評価受審決定	事前提供書類 評価調査票（担当者・職員全員） 利用者調査票（利用者・家族など）	事前提供書類回収	訪問調査 施設内見学・活動見学・利用者へのインタビュー・経営者、職員のインタビュー・書類閲覧など		 評価結果などの報告書	公表の判断有無 評価結果の検討
評価機関	評価内容説明	必要書類・調査票等の送付 	評価調査票 利用者調査票の集計・分析作業 訪問調査準備	訪問調査のまとめ 		公表資料作成	日常業務へのフィードバック 長崎県へ報告
備考	*ご契約	*必要な書類等 自己評価表・事業計画書・パンフレット・組織図等（対象施設によって異なる）	*利用者家族アンケートの回収 *訪問調査の事前書類作り	*調査は2日間で、調査員は2名又は3名で行う *調査終了後、当日のまとめを報告 *調査分析結果と長崎県福祉サービス第三者評価基準又は社会的養護関係施設第三者評価基準を基に調査を行う	*評価者による評価結果取りまとめ *評価決定委員会による、評価結果の検討と合議	*評価内容について訪問し、報告 *公表は事業所の同意にも基づいて行います。 *判定会で判定結果を決定致します	長崎県HPへの公表

上記、スケジュールはあくまでも目安の日程です。変更になる場合がございます。